

## 浜松市地域防災計画の改定(案)について

### 主な改定内容

#### 1 災害対策基本法及び災害救助法の改正を踏まえた見直し

##### ア 事前復興準備

背景：石川県内の市町村では、令和 6 年能登半島地震の発生前に事前復興まちづくり計画が策定されていなかったため、発災後に、復旧事業に取り組みながらの復興計画策定となった。このように、事前復興準備や事前防災の取組が十分に行われていなかったことが課題となったことから、事前復興準備について災害対策基本法に明記されることとなった。

追記：今回の浜松市地域防災計画改定（以下、「本改定」という。）では、災害の軽減・平素から行う措置に加え、「災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備について定めること」を追記する。

対応状況：本市においては、現在、防災都市づくり計画の策定を進めており、事前復興編で復興まちづくりの方針や都市復興のプロセスを検討するなど、事前復興準備の取組に着手している。

【共通対策編 第 2 章 災害予防計画 新旧対照表 P. 7】

[災害対策基本法 第 2 条の 2]

##### イ 被災者援護協力団体の登録等

背景：令和 6 年能登半島地震などにおいて災害ボランティアの果たす役割は大きかったことから、避難所の運営支援等の被災者援護に協力する団体等について、国の登録制度が創設され、都道府県知事等は、災害救助法に基づいて登録団体に協力を求めることができるようになった。

追記：本改定では、「登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めること」を追記する。

対応状況：11 月 28 日現在、全国で 10 団体が登録されているが、本市に所在する団体はない。

【共通対策編 第 2 章 災害予防計画 新旧対照表 P. 11】

[災害対策基本法第 33 条の 2～第 33 条の 11]

##### ウ 被災者に対する福祉的支援等の充実

背景：高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方が転換された。これに伴い、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、災害対策基本法においても明記された。

追記：本改定では、避難所に滞在する避難者と、在宅避難者や車中泊避難者など指定避難所以外に滞在する被災者に対し、「福祉サービスの提供に努めること」を追記する。

記する。

対応状況：本市においては、災害救助法の基準に基づき、適正な被災者支援ができるよう、DWAT（災害派遣福祉チーム）の迅速な受入れ等のための体制整備を進めていく。

【共通対策編 第 2 章 災害予防計画 新旧対照表 P. 10】

〔災害対策基本法 第 86 条の 6、7〕

## 2 国の防災基本計画の修正を踏まえた見直し

### (1) 岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正

#### ア 連携強化

背景：大船渡市の林野火災では、消防団の避難誘導、消防本部と連携した消火など、平時に実施している消防本部との連携訓練が活かされた。

追記：本改定では、「市は消防団について、消防局等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実強化により、火災対応能力の向上を図ること」を追記する。

対応状況：本市においては、平時から連携した訓練を実施していたことで、平成 29 年に発生した水窪町地内での林野火災時も消防団と連携して活動することができた。今後も引き続き、消防団との合同訓練を実施して、連携強化を図っていく。

【大規模事故対策編 第 6 章 大規模火災対策計画 新旧対照表 P. 43】

〔防災基本計画 第 15 編 第 1 章 第 6 節 2(3)〕

## 3 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定を踏まえた見直し

#### ア 「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化

背景：令和 7 年 3 月に発表された南海トラフ地震の新たな被害想定を踏まえ、令和 7 年 7 月に国の推進基本計画が改定され、「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化が明記された。能登半島地震では災害関連死が直接死の 2 倍を超えており、災害関連死を防ぐための「命をつなぐ」対策が強く求められているところである。

追記：本改定では、「市は、ライフラインや交通インフラの強靱化、救助体制の強化といった「命を守る」対策とともに、救急救命の強化、ライフライン、インフラ等の早期復旧・機能維持、避難生活の質の確保といった「命をつなぐ」対策について、特に重要な施策として位置付け、重点的に対策を推進すること」を追記する。

対応状況：本市においては、インフラ等の強靱化を行うとともに、段ボールベッド等の避難所への配備等による避難所環境整備や DWAT 等による災害時要配慮者への迅速な支援などにより、直接死を免れた命をつないでいく取組を進めているところである。

【地震・津波対策編 第 1 章 計画の作成に当たって 新旧対照表 P. 33】

〔南海トラフ地震防災対策推進基本計画 第 2 章 第 1 節〕

## 4 県が実施する施策等に関する見直し

### ア 災害中間支援組織等との情報共有等

背景：令和7年8月に県の地域防災計画が改定され、民間団体のコーディネートを行う災害中間支援組織等との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行うことが記載された。

追記：本改定では、「市は、NPO 及び災害中間支援組織との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行うとともに、平時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施することで連携体制の強化を図ること」を追記する。

対応状況：本市においては、災害時の支援団体等と連携した研修会等をすでに実施しているが、今後は災害中間支援組織の体制構築を推進し、更なる連携強化を図っていく。

【共通対策編 第2章 災害予防計画 新旧対照表 P. 11】

〔静岡県地域防災計画 共通 35 頁〕

### イ 県との連携による孤立予想集落台帳の整備

背景：県の地域防災計画では、市町と連携して孤立が予想される集落の備蓄状況等の実態を調査し、その結果を台帳として整備することが記載された。

追記：本改定では、「市は、県と連携し、災害時に孤立が予想される集落について、通信手段の整備状況、ヘリコプターの離着陸スペースの確保状況、食料や飲料水の備蓄状況などの実態を調査し、県は、これらの結果を「孤立予想集落台帳」として整備すること」を追記する。

対応状況：本市には、天竜区に54の孤立予想集落があり、集落ごとに通信手段、備蓄物資、ヘリコプター離着陸スペースなどを記載した台帳を整備している。

【共通対策編 第2章 災害予防計画 新旧対照表 P. 14】

〔静岡県地域防災計画 共通 36 頁〕

## 5 本市独自の見直し

### (1) 浜松市総合計画基本計画を踏まえた修正

浜松市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成されており、基本計画は10年を計画期間としている。令和7年度からスタートした第2期基本計画においては、安全・安心・快適の分野にて、「逃げ遅れゼロ」「災害関連死ゼロ」に向けて取り組むことを示している。

### ア 逃げ遅れゼロに向けた備えと避難行動の推進

背景：基本計画では、市民が災害を自分事と捉え、避難情報等を理解した上での適時適切なタイミングでの避難行動など、自助の重要性を認識できるようにするための啓発活動に努めることが掲げられている。

追記：本改定では、防災知識普及計画に、「逃げ遅れゼロに向けた備えと避難行動を推進すること」を追記する。

対応状況：本市においては、津波避難施設の整備などのハード面のみならず、出前講座等の機会を捉えて住宅の耐震化や家具固定の重要性について周知・啓発を行うソ

フト面の施策も実施している。また、自らの避難行動を事前に考えるための「わたしの避難計画」作成を推進しており、今後も引き続き啓発・推進活動を行っていく。

【共通対策編 第 2 章 災害予防計画 新旧対照表 P. 8】

## イ 災害関連死ゼロに向けた避難生活環境の維持・改善の推進

背景：基本計画では、すべての被災市民が安心して避難生活を送れるよう被災市民の生活環境の維持・改善に努めることが掲げられている。

追記：本改定では、「市は、災害関連死ゼロに向け、年齢や性別、障害の有無などを問わず、全ての市民が安心して避難生活を送れるよう、在宅避難者を含めた市民の避難生活環境の維持・改善に努めること」を追記する。

対応状況：本市においては、要配慮者も含めた全ての人が安心して避難生活を送れるよう、避難所運営マニュアルにて、要配慮者の把握や福祉避難室など環境の良いスペースの確保、福祉避難所での受入れ調整など、必要な事項を定めている。また、在宅避難者等の避難所外の被災者に対しては、指定避難所を通じて情報把握や物資の配布等を行うこととしているが、要配慮者の場合は DWAT 等による福祉支援が行えるよう、体制の強化を図っていく。

【共通対策編 第 2 章 災害予防計画 新旧対照表 P. 10】

## (2) カムチャツカ半島付近の地震による津波警報に伴う見直し

令和 7 年 7 月 30 日に発生したカムチャツカ半島付近の地震による津波警報では、舞阪町の一部と江之島町に避難指示を発令し、避難場所への避難が行われた。この対応によって明らかとなった課題を踏まえ、対応策を追記する。

### ア 遠地津波の避難

背景：遠地津波のため、避難対象地域から地域外の緊急避難場所に水平避難する時間が十分にあったが、地域内の緊急避難施設に垂直避難した住民が多かった。

追記：本改定では、「市民等は、遠地津波により津波警報が発表され、津波到達までに時間の猶予がある場合は、直近の津波避難ビル等への避難に限らず、避難情報発令区域外へ避難することを考慮すること」を追記する。

対応状況：本市においては、津波到達までに時間の猶予がある場合における考え方について、津波避難訓練等の機会を捉え、周知・啓発を図っていく。

【地震・津波対策編 第 5 章 災害応急対策計画 新旧対照表 P. 38】

## イ 季節及び天候に応じた非常持ち出し品について

背景：津波避難タワー・マウンドは、夏場の昼間で気温が高く、長時間の避難で熱中症が懸念された。また、冬季においては低温、季節風による低体温症が懸念される。

追記：本改定では、「市民等は、屋外で長時間の避難となる可能性があるため、季節及び天候に応じた非常持ち出し品（冷却パック、カイロ、雨がっぱ等）を準備す

ること」を追記する。

対応状況：本市においては、屋外の津波避難施設へ避難する際の持ち出し品について、津波避難訓練等の機会を捉え、周知・啓発を図っていくとともに、津波避難タワーにおける熱中症対策としては、タワー上部に開閉式の屋根を設置する計画である。

【地震・津波対策編 第5章 災害応急対策計画 新旧対照表 P.38】